

別表4

変性アルコールのアルコール事業法下での表記

変性 番号	変性 剤	1KLに対す る変性剤 量(kg)	200Lに対 する変性 剤量(kg)	18Lに対す る変性剤 量(g)	20℃におけ る変性剤の 比重(中点)	アルコール事業法下における表記					備 考	規 格
						99度アルコールをベース としたもののアルコール分	95度アルコールをベース としたもののアルコール分	総容量(L)				
								タンクローリー (1kL)*1	ドラム(200L)	18L缶*2		
1号	メタノール	25	5	450	0.7933	96	92	1031	206	18.5	比重(20℃); ~0.7933	JISK1501
2号	ベンゼン	5	1	90	0.884	99	94	1005	201	18.1	比重(20℃); 0.882~0.886	JISK2435
3号	トルエン	7.5	1.5	135	0.871	98	94	1008	201	18.1	比重(20℃); 0.869~0.873	JISK2435(1号)
4号	メチルエチルケトン	10	2	180	0.806	98	94	1012	202	18.2	比重(20℃); 0.805~0.807	JISK1524
5号	10%安息香酸デナトニウム・ アルコール溶液	100ml	20ml	1.8ml	—	99	95	1000	200	18.0		
6号	EDA-171	1	0.2	18	0.893	99	95	1001	200	18.0	比重(20℃); 0.883~0.903	メーカー調査
7号	DA-40	1	0.2	18	0.8245	99	95	1001	200	18.0	比重(20℃); 0.8~0.849	メーカー調査
12号	酢酸エチル	25	5	450	0.8995	97	92	1027	205	18.5	密度(g/cm ³); 0.897~0.902	JIS K 1513(1994)
15号	ヘキサン	35	7	630	0.68	94	90	1051	210	18.9	比重(25℃); 0.675~0.685	アルコール売捌規則別表
16号	工業用エチルエーテル	10	2	180	0.723	98	93	1013	202	18.2	比重(15℃); ~0.723	JIS K1506(1957)
17号	ゲラニオール	1	0.2	18	0.876	99	95	1001	200	18.0	比重(20℃); 0.866~0.886	アルコール売捌規則別表
18号	ハアセチル化しよ糖	1	0.2	18	0.35	99	95	1000	200	18.0	密度(g/cm ³); 0.2~0.5	メーカー調査
19号	フェニルエチルアルコール	1.75	0.35	31.5	1.0215	99	95	1001	200	18.0	比重(20℃); 1.02~1.023	アルコール売捌規則別表
24号	イソプロピルアルコール	35	7	630	0.7865	95	91	1044	208	18.8	比重(20℃); 0.785~0.788	JISK1522
28号	プルシン	0.05	0.01	0.9	0.66	99	95	1000	200	18.0	比重(20℃); ~0.66	産業安全技術協会試験結果
29号	リナロール	2	0.4	36	0.8695	99	94	1002	200	18.0	比重(20℃); 0.862~0.877	アルコール売捌規則別表
30号	リナリルアセテート	1.5	0.3	27	0.91	99	95	1001	200	18.0	比重(20℃); 0.903~0.917	アルコール売捌規則別表
35号	フレーバーH-No.3	2.5	0.5	45	1.031	99	94	1002	200	18.0	比重(20℃); 1.021~1.041	アルコール売捌規則別表
36号	フレーバーH-No.4	5	1	90	0.907	99	94	1005	201	18.0	比重(20℃); 0.901~0.913	アルコール売捌規則別表
37号	フレーバーH-No.6	5	1	90	0.947	99	94	1005	201	18.0	比重(20℃); 0.943~0.951	アルコール売捌規則別表
38号	フレーバーH-No.9	7.5	1.5	135	0.912	98	94	1008	201	18.1	比重(20℃); 0.908~0.916	アルコール売捌規則別表
39号	フレーバーH-No.10	5	1	90	0.912	99	94	1005	201	18.0	比重(20℃); 0.906~0.918	アルコール売捌規則別表
40号	フレーバーH-No.11	5	1	90	0.842	99	94	1005	201	18.1	比重(20℃); 0.836~0.848	アルコール売捌規則別表
41号	フレーバーT-No.100	10	2	180	0.982	98	94	1010	202	18.1	比重(20℃); 0.977~0.987	アルコール売捌規則別表
42号	フレーバーT-No.101	7.5	1.5	135	0.906	98	94	1008	201	18.1	比重(20℃); 0.896~0.916	アルコール売捌規則別表
44号	フレーバーS-No.201	7.5	1.5	135	0.879	98	94	1008	201	18.1	比重(20℃); 0.873~0.885	アルコール売捌規則別表
45号	メタノール	25	5	450	0.7933						比重(20℃); ~0.7933	JISK1501
	10%安息香酸デナトニウム・ アルコール溶液	50mL	10ml	0.9ml	—	96	92	1031	206	18.5		
46号	メタノール	25	5	450	0.7933						比重(20℃); ~0.7933	JIS K1501
	ホルマリン	0.15	0.03	2.7	1.0956	96	92	1031	206	18.5	比重(15℃); ~1.0956	メーカー調査
	ローダミンB	0.001	0.0002	0.01	—							

*1 小数点第1位切り捨て

*2 小数点第2位切り捨て

*3 ハアセチル化しよ糖、プルシン、ローダミンBの添加による容量の増加は考慮しない。

*4 99度及び95度アルコールのアルコール度数は、それぞれ、99.8度、95.1度とした。

変性 番号	変性 剤	1KLに対 する変性 剤量(kg)	200Lに対 する変性 剤量(kg)	18Lに対 する変性 剤量(g)	20℃にお ける変性 剤の比 重(中点)	アルコール事業法下における表記					備 考	規 格
						99度アルコールをベース としたもののアルコール分	95度アルコールをベース としたもののアルコール分	総容量(L)				
								タンクローリー (1kL)*1	ドラム(200L)	18L缶*2		
47号	イソプロピルアルコール	25	5	450	0.7865	95	91	1044	208	18.7	比重(20℃);0.785~0.788	JISK1522
	メチルエチルケトン	10	2	180	0.806						比重(20℃);0.805~0.807	JISK1524
	ハアセチル化しよ糖	0.5	0.1	9	0.35						密度(g/cm ³);0.2~0.5	メーカー調査
48号	メチルエチルケトン	10	2	180	0.806	98	94	1012	202	18.2	比重(20℃);0.805~0.807	JISK1524
	ハアセチル化しよ糖	0.5	0.1	9	0.35						密度(g/cm ³);0.2~0.5	メーカー調査
52号	フレーバーH-No.1	10	2	180	0.977	98	94	1010	202	18.1	比重(20℃);0.971~0.983	アルコール売捌規則別表
53号	フレーバーH-No.2	7.5	1.5	135	1.01	99	94	1007	201	18.1	比重(20℃);0.98~1.04	アルコール売捌規則別表
54号	フレーバーH-No.12	5	1	90	0.895	99	94	1005	201	18.1	比重(20℃);0.885~0.905	アルコール売捌規則別表
55号	フレーバーH-No.13	5	1	90	0.913	99	94	1005	201	18.0	比重(20℃);0.903~0.923	アルコール売捌規則別表
56号	フレーバーH-No.14	5	1	90	0.831	99	94	1006	201	18.1	比重(20℃);0.821~0.841	アルコール売捌規則別表
58号	フレーバーT-No.104	2.5	0.5	45	0.922	99	94	1002	200	18.0	比重(20℃);0.912~0.932	アルコール売捌規則別表
59号	フレーバーT-No.105	2.5	0.5	45	0.825	99	94	1003	200	18.0	比重(20℃);0.81~0.84	アルコール売捌規則別表
60号	フレーバーT-No.106	2.5	0.5	45	0.82	99	94	1003	200	18.0	比重(20℃);0.805~0.835	アルコール売捌規則別表

*1 少数点第1位切り捨て

*2 少数点第2位切り捨て

*3 ハアセチル化しよ糖、ブルシン、ローダミンBの添加による容量の増加は考慮しない。

*4 99度及び95度アルコールのアルコール度数は、それぞれ、99.8度、95.1度とした。

※規格に「アルコール売捌規則別表」とあるのは、平成13年3月に廃止された「アルコール売捌規則」の別表を参考とした。